

第4章

施策の展開

◎施策体系

	方針	施策の方向（太字は重点）
I あらゆる分野における女性の参画の拡大	1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大 ●	(1) 企業・団体等における女性の参画の促進 (2) 地域団体における女性の参画の促進 (3) 行政分野における女性の参画の拡大
	2 雇用の分野における男女共同参画の推進 ●	(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 (2) 働く女性の妊娠・出産に関わる保護 (3) 職場における各種ハラスメントの防止啓発
	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の実現 ●	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 柔軟な働き方に対応した環境整備 (3) 再就職や雇用によらない働き方等における支援
	4 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画を推進する市民団体等の育成と支援 (2) 地域特性を生かした推進
II 安全・安心な暮らしの実現	5 あらゆる暴力の根絶 ★	(1) DV、性暴力等あらゆる暴力への対策の推進 (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (3) 若い世代への啓発活動の充実
	6 誰もが安心して暮らせるまちづくり ◆	(1) 困難を抱える人々への支援 (2) 高齢者や障害のある人、外国人、性的少数者等、多様な人々に対する支援 (3) 災害対策における男女共同参画の推進
	7 生涯を通じた健康づくりの支援	(1) 女性の健康づくりの支援 (2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援 (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
III 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実	8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進	(1) 市民に浸透する広報活動の展開 (2) 男性や若い世代の男女共同参画の理解促進 (3) 学校・家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進
	9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	(1) 男女共同参画に関する調査・研究の充実 (2) 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	10 多様な文化の尊重及び理解の促進	(1) 国際社会との連携及び協調の促進

●印該当箇所:「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画

★印該当箇所:「配偶者暴力防止法」に基づく市町村基本計画

◆印該当箇所:「困難女性支援法」の施行を見据えた計画

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画の拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、女性があらゆる分野において対等に参画できる社会にする必要があります。

しかし、現状は、就業分野において本市の女性の就業率は年々高まっているものの、企業・団体等の方針の立案・決定にかかわる管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合は、令和2（2020）年で15.6%と低くなっています（○頁参照）。

地域活動分野においては、町会長など地域の役員等に占める女性の割合が令和4（2022）年で5%にも満たず（○頁参照）、行政分野においては、市の審議会等の委員に占める女性の割合は29.2%と3割に満たない状況です（○頁参照）。

そのため、多様な意見が、市の政策や事業者その他の団体における方針の立案・決定に公平に反映されるよう重点的に取り組み、市民一人ひとりがその利益を均等に受けられるようにしなければなりません。

また、働くことは、生活の経済的な基盤であるだけでなく、個人の自己実現にもつながるものであり、性別等にかかわらず、自らの意思で生き方を選択できる社会を築いていくことは、本市におけるダイバーシティ^{※13}の推進につながり、まちの活性化の観点からも大きな意義があります。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法律・制度の整備は着実に進んでいるものの、正規雇用で占める女性の割合は、令和2（2020）年で38.0%と男性より低く（○頁参照）、また、令和3（2021）年に実施した事業所アンケート調査では、女性従業員の育児休業取得率が78.1%であるのに対し、男性従業員の育児休業取得率は11.1%と低い状況（○頁参照）であり、男女間に差が生じています。

働く女性だけが仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、ともに働き続けられるような環境づくりが必要であり、これらの解決が重要な課題となっています。

※13 ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

そのため、企業・団体等に対して男女共同参画の推進に向けた積極的な取り組みを促すとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※14の実現に向けた社会的気運の醸成に重点的に取り組む必要があります。

☑ 成果指標（〇〇頁参照）

指標	前行動計画策定時 (平成 24(2012)年)	現状値 (令和 3(2021)年)	目標値 (令和 14(2032)年)
・ 管理的職業従事者に 占める女性の割合 (注1)	13.4% (H22)	15.6% (R2)	20% (R7)
・ 地域の役員等に占める 女性の割合 ①町会長 ②公民館長 ③PTA会長 (小中学校)	①2.4% ②1.6% ③2.4%	①4.6% (R4) ②3.3% (R4) ③4.1% (R4)	①②③とも 10%
・ 市の審議会等における 女性委員の割合	27.4%	29.2%	40%以上 60%以下
・ 正規従業員等に占める 女性の割合 (注1)	34.7% (H22)	38.0% (R2)	50%
・ 男性従業員の育児休業 取得率 (注2)	—	11.1%	30%

- ・ (注1) は国勢調査「就業状況等基本集計」により把握します。
- ・ (注2) は事業所アンケート調査により把握します。
- ・ 目標値について、各関連計画等で目標値を定めているものについては () に目標年度を記載

※14 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

老若男女だれもが、「仕事」「家庭生活」「地域活動」「個人の自己啓発」など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

○ 参考指標 (〇〇頁参照)

指標	現状値 (令和3(2021)年)
市の審議会等における女性不在の審議会数	11 (R4)
市の管理職に占める女性の割合	14.0% (R4)
市の役付け職員（主査以上）に占める女性の割合	28.3 (R4)
市立小中学校の管理職に占める女性の割合 ①小学校 ②中学校	①40.4% (R4) ②34.7% (R4)
市職員の年次有給休暇の平均取得日数	10.5 日
はたらく人にやさしい事業所表彰数	4 件
市の男性職員の育児休業取得率	36.4%
市職員の介護休暇取得件数 ①女性 ②男性	①12 件 ② 9 件
農業委員に占める女性の割合	15.8%
女性の認定農業者数（※夫婦等での共同申請含む）	22 経営体
男女共同参画支援セミナーの開催回数・受講者数（女性センター）	17 回・209 人

方針1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

企業等や地域団体における方針の立案・決定の場への女性の参画を促進し、女性リーダー候補者等の輩出拡大を図ります。

また、市の政策への女性の参画を促すとともに、あらゆる施策・取り組みが女性の幅広い参画により相乗的、効果的に推進される環境づくりに取り組みます。

施策の方向

(1) 企業・団体等における女性の参画の促進【重点】

番号	施策	具体的な取り組み
1	企業・団体等への啓発	企業や各種団体等に対する周知・啓発に取り組むとともに、セミナー等を通じて実践的方策の提案を行います。
2	女性キャリア形成への支援	女性が個性と能力を十分に発揮し、キャリアを形成するための情報提供等を行うとともに、セミナーの開催や多職種間・異業種間の交流の場の提供に努めます。
3	女性のエンパワーメントの支援	女性の活躍を支援するため、女性の健康や能力開発に関する講座等を開催します。

(2) 地域団体における女性の参画の促進【重点】

番号	施策	具体的な取り組み
4	町会、公民館、PTAなどの地域団体への啓発	運営方法の工夫など、性別に関わらず誰もが地域活動に参画できるよう働きかけます。
5	女性リーダーの育成	男女共同参画に関する全国女性会議等への派遣や情報の発信を通じて、地域における女性リーダーを育成します。

(3) 行政分野における女性の参画の拡大【重点】

番号	施策	具体的な取り組み
6	審議会等委員への女性の参画の推進	市の審議会等の委員の選任にあたっては、公募委員や女性委員の拡大、女性委員不在の解消に向けて、候補者の人材リストを提供するとともに、あて職の見直しなどに努めます。
7	女性職員の役職への登用	市職員の昇任にあたっては、女性職員の積極的な登用を図るとともに、キャリア支援などの人材育成を行い、能力開発を推進します。
8	女性活躍推進法に基づく本市特定事業主行動計画の推進	市の女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえ、女性職員の活躍を推進するための行動計画に基づく取り組みを推進し、毎年度、その結果を公表します。
9	市民対話の推進	女性の市政への参画促進に向けて、さまざまな課題について、市民と行政とで語り合える機会を設けます。

方針2 雇用の分野における男女共同参画の推進

性別にかかわらず働き方を選択できるよう、男女の均等な雇用の機会を確保するとともに、働く女性が妊娠・出産後も安心して、働き続けることのできる環境づくりに取り組みます。

また、職場における各種ハラスメント防止の徹底を図るため、啓発等に取り組みます。

施策の方向

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保【重点】

番号	施策	具体的な取り組み
10	男女雇用機会均等法等の定着促進	国・県と連携し、企業等に対して男女雇用機会均等法の普及・啓発を図ります。また、パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知を徹底し、非正規労働者の労働条件の向上を図るとともに、正規雇用への転換を促進します。

番号	施策	具体的な取り組み
11	企業・団体等へのポジティブ・アクション導入の啓発	国・県と連携し、雇用の場における男女間の格差の解消や女性の管理職登用など、積極的改善措置（ポジティブ・アクション） ^{※15} の導入について事業主に働きかけます。
12	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の推進	女性が活躍できる職場環境の整備を図るため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の制度周知や策定に向けた助言等を行います。
13	労働相談窓口の充実	国・県の関係機関等と連携し、雇用における差別の解消や就業条件の整備に向けた相談体制の充実を図ります。

(2) 働く女性の妊娠・出産に関わる保護

番号	施策	具体的な取り組み
14	働く女性の妊娠・出産に関する制度の周知	働く女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、様々な法や制度等に関して、あらゆる機会を通じて周知し利用を促します。

※15 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている

(3) 職場における各種ハラスメント^{※16}の防止啓発

番号	施策	具体的な取り組み
15	企業等への各種ハラスメント防止の啓発	就業の継続を阻害する要因となるセクシャルハラスメントやマタニティハラスメント ^{※17} 、パワーハラスメントの防止の徹底を図るため、国・県と連携して啓発を行うとともに、講座の開催や相談窓口の周知などに取り組みます。また、性的指向・性自認 ^{※18} 、アウティング ^{※19} に関するハラスメント防止に取り組みます。

※16 ハラスメント

「いやがらせ」のことをいい、その内容から、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどさまざまな場面で用いられる。セクシャル・ハラスメントは、相手の意に反した性的な言動。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。これらの言動が、職場や学校で立場を利用して行われたり、就労・就学環境を不快なものにするとして問題となっている。

※17 マタニティ・ハラスメント

職場における妊娠や出産に対する嫌がらせ行為をいう。妊娠を理由に解雇、不利益な異動、減給、降格等不利益な取り扱いを行なうこと。

※18 性的指向・性自認（性同一性）

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

※19 アウティング

本人の許可なく、性的マイノリティであることを他人に暴露すること。

方針3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の実現

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業等における自主的な取り組みを促し、時間外労働の削減や育児・介護休業等の取得を進め、男性の育児や家事等への参画の拡大を図るとともに、女性の就業継続や再就職に向けた支援に取り組みます。

また、テレワークや選択型勤務を活用した場所や時間にとらわれない働き方（スマートワーク）を推進するほか、フリーランス活動や起業をしやすい環境づくり、自営の商工業や農林水産業における家庭内労働の環境改善などに取り組み、多様で柔軟な働き方の普及を図ります。

施策の方向

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進【重点】

番号	施策	具体的な取り組み
16	企業の経営者及び管理職等への意識啓発	経営者・管理職等に対して、時間外労働の削減等の働き方改革に向けた意識啓発や実践的方策の提供を行います。
17	労働者への意識啓発	働き方の見直しに向けた意識啓発を行います。
18	男性の育児・介護休業等の取得促進	男性が積極的に育児・介護休業等を取得するよう支援するとともに、あらゆる機会を通じて意識啓発を行います。
19	市職員に対する仕事と育児・介護の両立推進	市職員に対し、仕事と育児・介護の両立支援制度を周知し、各制度の利用を促進します。

(2) 柔軟な働き方に対応した環境整備

番号	施策	具体的な取り組み
20	新たな就業形態の啓発及び支援	ワークシェアリング ^{※20} や在宅勤務など、多様な就業形態に関する情報を収集し、提供します。また、テレワークや選択型勤務を活用した場所や時間にとらわれない働き方（スマートワーク）の導入に向けた支援に取り組みます。

(3) 再就職や雇用によらない働き方等における支援

番号	施策	具体的な取り組み
21	再就職のための支援	再就職を希望する女性を支援するために、マザーズハローワーク等と連携した再就職情報の提供や、企業とのマッチング支援などを実施します。
22	女性起業家への支援	起業に必要な経営管理や法制度等の基礎知識、ビジネスプランニングスキル、融資制度等の情報提供やネットワークづくりを支援します。
23	経営パートナーとしての経済的地位の向上促進	自営の商工業や農林水産業において、女性が主体性を持ったパートナーとして経営に参画し、就業条件や健康増進、生活環境の改善が図られるよう、家族経営協定 ^{※21} や認定農業者制度 ^{※22} の普及啓発を図ります。
24	農業従事者の生活安定の確保	農業者の老後の生活安定や女性農業者の地位確立のため、農業者年金制度の周知を図り、加入を促進します。
25	農家等への情報提供	農家や農業団体、漁業団体などに対し、男女共同参画意識の普及や方針の立案・決定過程への女性の参画拡大に向けた情報提供を行います。

※20 ワークシェアリング

雇用機会、労働時間、賃金という3つの要素の組み合わせを変化させることを通じて、一定の雇用量を、より多くの労働者の中で分かち合うこと。

※21 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

※22 認定農業者制度

市が策定した基本構想に示しているような経営感覚に優れた経営体を目指して、農業経営の改善計画を計画的に進めようとする農業者が作成した農業経営改善計画を市が認定し、この計画が着実に達成されるよう支援していく制度。

方針4 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会における市民の活動の場を広げ、男女共同参画を推進する市民団体等の育成や支援に取り組みます。

子育てや介護に加え、DVや虐待の未然防止、早期発見・早期対応など、地域や家庭が抱える問題に対して、金沢市ならではの地域コミュニティを基盤とした地域の見守り・支え合いを活用して課題解決を進めるなど、地域の特性を生かした男女共同参画の推進体制の強化を図っていきます。

また、「金沢市女性センター」において、市民団体等への情報提供等により交流を促し、男女共同参画推進に向けた基盤を強化するなど、男女共同参画推進拠点施設としての充実を図ります。

施策の方向

(1) 男女共同参画を推進する市民団体等の育成と支援

番号	施策	具体的な取り組み
26	市民団体等の人材の育成	男女共同参画に関する全国女性会議等への派遣や情報の提供等により市民団体等を支える人材の育成を行います。
27	市民団体等への支援	市民団体等に男女共同参画社会づくりに向けた調査研究や啓発事業の企画運営等を委託し、その活動の活性化を図ります。
28	男女共同参画社会づくりのための人材育成	男女共同参画について、指導・啓発できる地域のリーダー育成に努めます。
29	ネットワークづくりの支援	市民団体等に対して、金沢市女性センターの利用団体登録を働きかけるとともに、イベント開催等を通じて連携を促します。

(2) 地域特性を生かした推進

番号	施策	具体的な取り組み
30	協働のまちづくりの推進	協働に対する市民の理解を促進するとともに、地域団体や市民団体への活動支援や団体相互の連携促進を通じて、男女共同参画による協働のまちづくりを推進します。

番号	施策	具体的な取り組み
31	ボランティア・NPO活動への参画促進	個々のライフスタイルに応じて積極的に地域活動に参画できるよう情報を提供するとともに、その活動を支援します。
32	男女共同参画推進拠点施設の充実	金沢市女性センターにおいて、男女共同参画を推進する市民団体等への情報提供等により交流を促すとともに、男女共同参画に関するセミナーの内容等の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントなどの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっています。

これらの暴力は、人権侵害であり、個人の尊厳を傷つける行為であるということをすべての市民が理解し、暴力を容認しない社会風土を醸成する取り組みを推進することが重要です。特に、配偶者等からの暴力は、個人的な問題ではなく、多くの人々にかかわる社会的問題であることをすべての市民が理解し、その根絶に向けた取組みや被害者への支援の充実を図る必要があります。

本市では、平成22（2010）年に女性相談支援室（配偶者暴力相談支援センター）を設置し、相談支援体制の強化を図っています。令和3（2021）年度におけるのべ相談件数は1,231件で、このうち、配偶者等からの暴力に関する相談は406件となっており、増加傾向にあります（○頁参照）。しかし、令和3（2021）年に実施した市民意識調査では、配偶者や交際相手から暴力を受けても相談しなかった人が約7割に及んでいます。配偶者や交際相手から暴力を受けても、だれにも相談できず、一人で抱え込むことがないように、相談体制の充実に取り組んでいかなければなりません。

また、暴力による被害が要因となり、貧困や障害などの問題と複合化、複雑化し、対策の強化が喫緊の課題となっていることから、令和4（2022）年5月に「困難女性支援法」が制定されました。この法律の施行は令和6（2024）年4月ですが、こうした困難な問題を抱える女性の支援に取り組んでいかなければなりません。

大規模災害等の非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等が女性に集中するほか、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといった問題が明らかになっており、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが重要です。本市では、女性のコミュニティ防災士の育成に取り組んでおり、令和3（2021）年時点で374人となっていますが、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含め女性が主体的な担い手であるという認識を共有し、防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入

れた災害対策を重点的に推進する必要があります。

また、男女が互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会づくりが求められており、妊娠・出産・更年期など、男性と異なる問題に直面する女性の健康について、女性の人権の一つとされる「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※23」の視点に立ち、生涯を通じた女性の健康づくりを支援するための取り組みを進めていく必要があります。

☑ 成果指標（〇〇頁参照）

指標	前行動計画策定時 (平成 24(2012)年)	現状値 (令和 3(2021)年)	目標値 (令和 14(2032)年)
・DV被害を受けた人のうち相談した人の割合(注) ①配偶者からの暴力 ②交際相手からの暴力	①26.2% ② -%	①28.9% ②39.6%	①②とも 50%
・女性コミュニティ防災士育成数	29人	374人	670人(R9)

・(注)は市民意識調査により把握します。

○ 参考指標（〇〇頁参照）

指標	現状値 (令和 3(2021)年)
DV防止啓発事業参加者数	815回 ※視聴者数
母子・父子自立支援プログラムの策定による就業実績	7人
性教育に関する専門医・助産師等派遣数	23校
女性対象検診の受診率 ①骨粗しょう症 ②乳がん ③子宮がん	①23.7% ②10.1% ③ 9.5%

※23 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

方針5 あらゆる暴力の根絶

DV、性暴力・性犯罪等あらゆる暴力の防止と理解の促進のための取組を推進します。

また、「金沢市女性相談支援室」において、DV被害者の相談支援、安全確保、自立に向けた支援の取組を進めるとともに、男性や性的マイノリティの被害者に対する適切な配慮が図られるよう、相談及び支援体制の充実を図ります。

特に若年層向けの啓発・教育や相談窓口の周知、児童相談所等関係機関と連携した対応の強化を図ります。

施策の方向

(1) DV、性暴力等あらゆる暴力への対策の推進

番号	施策	具体的な取り組み
33	暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	DV・性暴力等の暴力を許さない地域社会づくりに向けて、「オレンジ・パープルリボンキャンペーン」等を通じて広報・啓発活動を行います。
34	暴力から人権を守るための意識の啓発	DV・性暴力等あらゆる暴力は「人権侵害」であるという人権意識の高揚を図るため、講演会や研修会を開催するとともに、リーフレット等による啓発を行います。
35	危機管理意識の啓発	DV・性暴力等についての現状や必要な知識を学び、危機管理意識を高めるための講座等を実施します。
36	安全で安心なまちづくりの推進	国、県、警察等の関係機関のほか、町会等と連携しながら防犯活動を進めます。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進【重点】

番号	施策	具体的な取り組み
37	市民に対する啓発の推進	「暴力は決して許されるものではない」という意識づくりを推進するため、DV防止に関する広報のほか、研修会やシンポジウム等を開催します。
38	地域・企業等と連携した啓発の推進	地域や企業における見守りやDV防止の気運を高めるため、地域団体、企業等を対象とした講座等を実施します。

番号	施策	具体的な取り組み
39	職員等に対する研修の充実	市職員、福祉関係者、公民館職員等に対して、DVへの理解を深める研修等を実施し、二次被害を防止します。
40	早期発見のための体制の充実	医療、福祉、教育等の関係機関に対する意識啓発とともに、関係機関との連携を強化し、潜在化したDV被害者の早期発見・相談・支援を行います。
41	相談窓口の周知の徹底	市のホームページに相談窓口を掲載するとともに、啓発リーフレットや相談窓口カード等をあらゆる機関に配布し、窓口の周知を徹底します。
42	配偶者暴力相談支援センターの機能強化	女性相談支援室（配偶者暴力相談支援センター）の相談体制・相談時間・相談内容等の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。
43	相談員の資質向上のための研修の充実	DV相談に対応するため、相談員を対象とした研修を充実するとともに、ケース検討会を通じて資質の向上を図ります。
44	庁内連携の強化	DV被害者に必要な支援を的確に行えるよう、庁内連絡会を通じて連携の強化を図ります。
45	関係行政機関の連携強化	DVの被害者の安全確保、自立支援を行うため、「金沢市配偶者等からの暴力被害者支援等ネットワーク会議」(図表〇-〇)を通じて、司法、警察、医療、福祉等の関係機関との連携強化を図ります。
46	民間団体との連携強化	民間団体との連携を図り、DV防止や被害者の安全確保、自立支援に向け、民間団体の育成とネットワークづくりの支援を行います。
47	被害者の安全確保のための体制の充実	緊急時におけるDV被害者の安全を確保し、必要に応じて一時保護につなげます。また、被害者の個人情報の保護を徹底します。
48	被害者に対する適切な情報提供	被害者の状況やニーズに応じた適切な情報を提供し、自立を支援します。

番号	施策	具体的な取り組み
49	被害者の自立に向けた支援の実施	被害者が自立して新しい生活を始めるため、関係機関と連携して、住居の確保をはじめ、生活の安定、就業等に関する社会的資源の情報提供を行います。
50	被害者の健康に関する支援の実施	関係機関と連携して、被害者の心身の健康を回復するための支援を実施します
51	被害者の子どもに対する支援の実施	被害者が同伴する児童の心のケアや、発達、保育、就学等に関して児童相談所等関係機関と連携して支援します。

(3) 若い世代への啓発活動の充実

番号	施策	具体的な取り組み
52	若年層等への教育・啓発の推進	若年層に対して、DV・性暴力等について考える機会を積極的に提供します。また、教員や保護者に対して、DV防止のための啓発リーフレットを配布するとともに、講座等を実施します。

DV（ドメスティックバイオレンス）とは・・・

配偶者（事実婚を含む）、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のこと。*

被害者、加害者ともに性別を問いません。

※元配偶者および生活の本拠を共にしていた交際相手を含みます。

※生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力はデートDVと言います。

DVの種類

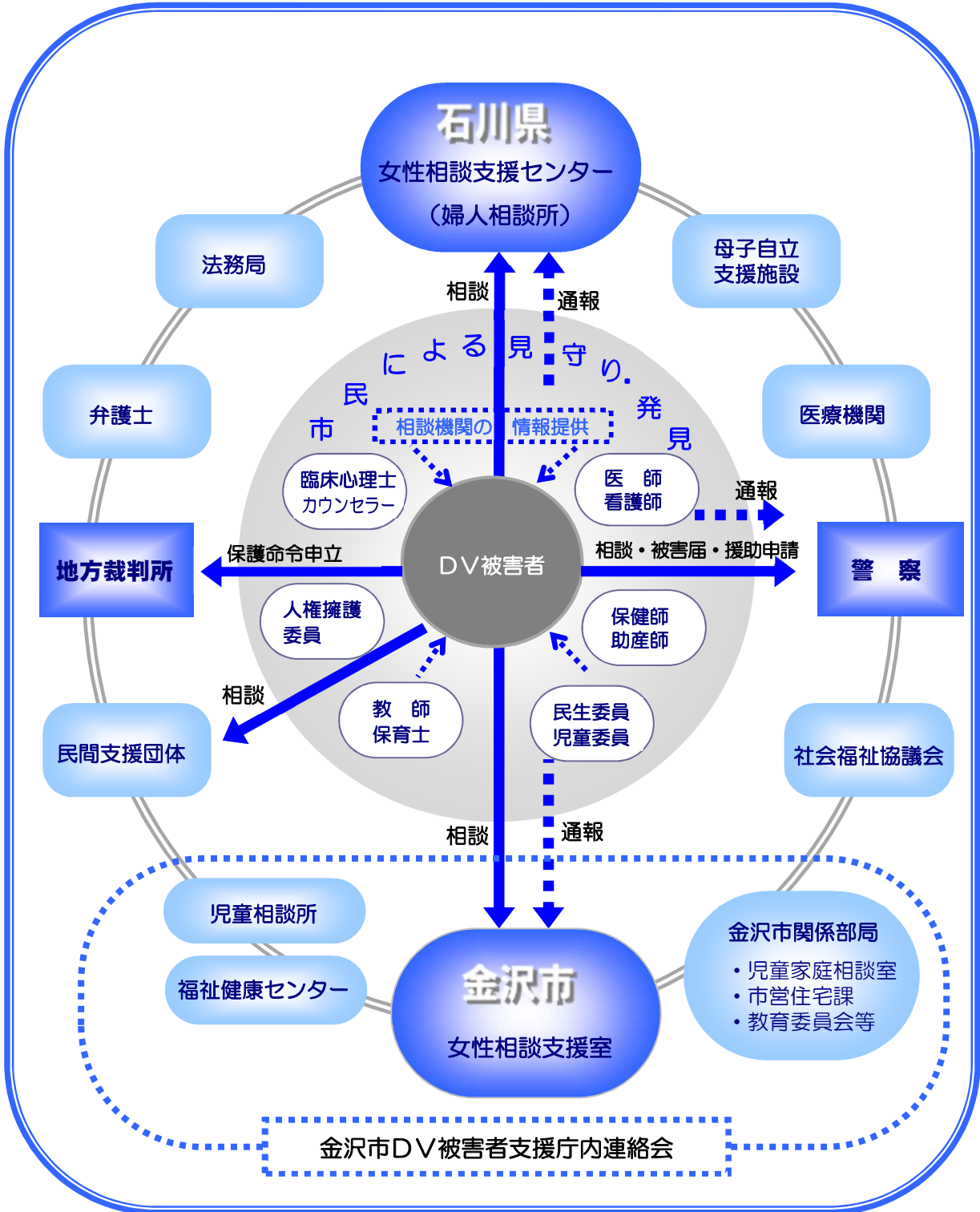
身体や心を傷つける暴力にはさまざまな種類があります。

DVは、これらの暴力が一つではなく複合して継続的に行われます。

身体的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 殴る、蹴る 首をしめる 刃物を突きつける 髪を引っ張る 引きずりまわす 物を投げつける など 	精神的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 暴言を吐く 見下す 別れるなら自殺するなどと言って脅す など 大声で怒鳴る 何を言っても無視する
性的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 避妊に協力しない 嫌がっているのに性的行為を強要する など 裸の写真を撮る 	経済的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 生活費を渡さない 収入を取り上げる 無断で借金をする など
社会的暴力	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話のチェックなど、行動を監視・制限する 親族や友人との付き合いを制限する 仕事を辞めさせる など 	子どもを使った暴力	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの前で暴力をふるう 子どもを取り上げると脅す 子どもに母親または父親を侮辱させる など

資料：「配偶者や恋人と対等な関係ですか？」（金沢市）

図表4-1 「金沢市配偶者等からの暴力被害者支援等ネットワーク会議」構成図



方針6 誰もが安心して暮らせるまちづくり

孤独・孤立による不安等、生活上の困難を抱えている女性やひとり親家庭への支援を行います。当事者同士で支えあうための自助グループ支援などを通して、困難な状況から早期に脱し、社会との絆・つながりを回復するための取組を進めます。

高齢者・障害のある人の自立した生活に対する支援と生活環境の整備に取り組むとともに、外国人住民と共生・交流する地域づくりに向けた支援を図ります。また、性的マイノリティについて正しい理解と認識を深めるための啓発活動に取り組みます。

また、防災体制を充実するため、女性の意見を反映し、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくりなど防災対策に取り組むとともに、地域防災力の向上を図るため、婦人（女性）防火クラブの活性化とコミュニティ防災士や消防団における女性の活躍を促進します。

施策の方向

(1) 困難を抱える人々への支援

番号	施策	具体的な取り組み
53	相談体制の充実	「生活上の困難」からくる悩みや課題に対する相談体制の充実を図ります。
54	困難を抱える女性への支援	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する各種支援を行います。
55	経済的困難を抱える子育て家庭への支援	貧困等の経済的理由により生活困難に直面する子育て家庭に対し、各種支援を行います。
56	ひとり親家庭の生活自立促進	ひとり親家庭の経済的・社会的自立を促進するため、職業能力の開発や情報提供、事業主に対する啓発等の支援を行います。

(2) 高齢者や障害のある人、外国人、性的少数者等、多様な人々に対する支援

番号	施策	具体的な取り組み
57	高齢者の社会参加の促進	高齢者がいきいきと過ごすことができるよう、地域と連携を図りながら、就労やボランティア活動など社会参加の場を広げます。
58	障害のある人の社会参加の推進	障害のある人に対する差別等の解消に努めるとともに、障害のある人が自己の意思と能力に基づき、社会参加できるよう様々な機会の提供やバリアフリー ^{※24} 化に取り組みます。
59	福祉サービスの充実	高齢者に対しては「長寿安心プラン」に基づき介護・高齢者福祉サービスを、障害のある人に対しては「ノーマライゼーション ^{※25} プラン」に基づき障害福祉サービス等を適切に提供します。
60	行政情報の多言語化の推進	留学生や外国人にとって住みやすいまちにするため、ニーズを把握し、都市サインやパンフレット、ホームページ等の多言語化を進めます。
61	外国人住民への相談体制の充実	子育てや生活に関する相談窓口の多言語化を図り、外国人が相談しやすい体制の充実を図ります。
62	多文化交流の推進	国際交流員と市民とのふれあいの場を提供し、外国人住民や世界各国・地域への理解を深めます。
63	性的マイノリティに関する理解の促進	性的マイノリティに対する差別等を解消するため、正しい知識と理解を深めるための啓発活動に取り組みます。

※24 バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強かったものだが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも使われている。

※25 ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方をさす。

(3) 災害対策における男女共同参画の推進【重点】

番号	施策	具体的な取り組み
64	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実	災害時に生じる諸問題の解決に向けて、女性の意見を反映し、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくりなど防災対策に取り組みます。
65	地域防災活動における女性の活躍の促進	地域防災力の向上を図るため、婦人（女性）防火クラブの活性化とコミュニティ防災士や消防団における女性の活躍を促進します。

方針7 生涯を通じた健康づくりの支援

男女が互いの身体的性差を理解し、心身とその健康についての正しい知識や情報を得て、主体的に行動し、適切に健康管理を行えるよう取組を進めます。

特に、女性の健康づくりにあたっては、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点から、妊娠・出産期や更年期における女性の健康支援、不妊に悩む女性への対応の充実など、女性の生涯を通じた総合的な施策を推進していきます。

また、HIV（エイズ）や子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染をはじめとする性感染症や女性の健康をおびやかす問題について総合的に対応するとともに、正しい知識の普及を図ります。

施策の方向

(1) 女性の健康づくりの支援

番号	施策	具体的な取り組み
66	生涯を通じた健康支援策の充実	女性が自主的に自己の健康づくりを進めることができるよう、必要な健康支援策を推進します。
67	成人・高齢期における健康支援策の充実	健康教育、健康相談、健康診査など健康づくりを支援します。
68	性差を考慮した医療の推進	更年期障害など女性特有の疾患に対する医療を提供するとともに、保健師等による相談や知識の普及啓発に取り組みます。

番号	施策	具体的な取り組み
69	学校における性教育の充実	思春期の児童生徒が性に対する正しい知識を入手できるよう、性教育の充実を図ります。
70	性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透	女性の健康づくりについて幅広く考える機会を提供し「性と生殖の健康・権利」についての意識啓発を行います。
71	性、妊娠・出産に関する適切な教育・啓発・相談の推進	性、妊娠・出産に対して、正しい知識を持つことができるよう、教育・啓発を図り、相談に応じます。

(2) 妊娠・出産等に関する女性の健康支援

番号	施策	具体的な取り組み
72	母子保健の充実（妊娠・出産・産後）	妊娠、出産に関する母子保健サービスと各種健康診査、相談、家庭訪問などを充実します。
73	不妊・不育への支援の充実	不妊・不育に悩む夫婦に対して、専門相談窓口を紹介するとともに、費用負担軽減等の支援を行います。

(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

番号	施策	具体的な取り組み
74	感染症に対する正しい知識の普及啓発	H I V（エイズ）や性感染症について、相談・検査体制の充実や正しい知識の普及啓発に取り組みます。
75	薬物乱用、喫煙、飲酒対策の推進	薬物乱用・喫煙（受動喫煙）・飲酒など健康に及ぼす影響、特に胎児や生殖機能への影響について、正しい知識の普及や教育に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

【現状と課題】

性別役割分担意識について、市の調査では「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人が 27.1%、反対する人が 60.5%となっています。10 年前の調査と比較して大きく変化したものの、いまだ性別役割分担意識は社会で根強く、10～20 代でも 1 割程度が肯定するなど、若い世代にも受け継がれている状況です。また、社会全体における男女の地位の平等感について「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は 70.9%である一方、「平等」と回答した人の割合は 11.8%でした。

これらの背景には、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。

人々の意識が変わり、固定観念にとらわれなくなることで、一人ひとりがお互いを尊重しながら、主体的で多様な選択をできるようになり、自分らしく生きることにつながります。

特に、若い世代が、性別にかかわらず主体的に自分自身の生き方を選択できるよう、家庭生活や進路・職業選択のあり方など具体的な事例を通して、早い段階で理解を深めることが重要です。また、保護者や教育関係者への理解促進も求められます。

さらに、男性が主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれず、家庭や地域など生活の場に積極的に関わることができるよう、男性の理解を促進し、意識改革を進める必要があります。

また、市の調査では「男女共同参画の実現のために、行政に対して特に望むこと」として、「子育て支援や、高齢者福祉サービスの充実」との回答が男女ともに多くなっています。このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進とともに、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を一層充実していく必要があります。

さらに、男女共同参画やジェンダー平等に向けた取組を進めていくためには、国際動向の情報収集と提供が求められます。

☑ 成果指標 (〇〇頁参照)

指標	前行動計画策定時 (平成 24 (2012) 年)	現状値 (令和 3 (2021) 年)	目標値 (令和 14 (2032) 年)
・「男は仕事、女は家庭」 という考え方に賛成 しない人の割合 ^(注) ①全体 ②18～39 歳	①37.8% (H23) ②58.7% (H23)	①60.5% ②70.8%	①70% ②80%
・社会全体において男女 の地位が「平等である」 と感じる人の割合 ^(注) ①全体 ②18～39 歳	①13.3% (H23) ②11.0% (H23)	①11.8% ②13.7%	①②とも 50%

・(注)は市民意識調査により把握します。

○ 参考指標 (〇〇頁参照)

指標	現状値 (令和 3 (2021) 年)
男女共同参画に関する講演会の参加者数	53 人
男女共同参画出前講座の年間実施回数	3 回
ファミリーサポートセンター活動件数	5,534 件
放課後児童クラブ受入人数	5,237 人 (R4)

方針8 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進

男女共同参画の理解が進むよう、わかりやすく効果的な広報活動を展開するとともに、特に啓発が必要な男性や若い世代を対象とした取り組みの充実を図ります。また、性別にかかわらず、誰もが自分らしい生き方を選べるよう、学校や家庭、地域における教育の機会の充実に取り組みます。

施策の方向

(1) 市民に浸透する広報活動の展開

番号	施策	具体的な取り組み
76	ホームページ等による情報提供	ホームページやSNS等を活用し、幅広い市民への情報提供、意識啓発を図ります。
77	図書や資料等による情報収集・提供	図書館・女性センター等において男女共同参画に関する図書やジェンダー教育のための資料等を収集し、広く市民が活用できるよう提供していきます。
78	講演会・講座等による意識啓発	男女共同参画に関する講演会、セミナー、講座等の充実に取り組み、効果的な意識啓発を図ります。
79	市における慣行の見直し	全庁的に男女共同参画に関する職員研修を充実することにより、職員の意識改革に進め、女性職員と男性職員がともに、その個性と能力を十分に発揮することのできる職場づくりに取り組みます。
80	人権を守る啓発活動の推進	性別、性的指向・性自認、年齢、障害の有無、国籍などの違いにより差別されない社会づくりのための人権教育・啓発を推進します。
81	行政刊行物、行政発信情報の見直し	市が発行する刊行物やインターネットなどの内容・表現をガイドライン等に基づき適時見直します。

番号	施策	具体的な取り組み
82	メディア・リテラシーの向上	メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力（メディア・リテラシー※26）を向上するための学習機会や情報の提供を行います。
83	情報モラル教育の推進	インターネットやスマートフォン、SNS等の急速な普及に伴い、人権侵害やメディアにおける性・暴力表現等への意識強化を図るため、児童生徒やその保護者、さらには、企業等に対する情報モラル教育に取り組みます。

(2) 男性や若い世代の男女共同参画の理解促進【重点】

番号	施策	具体的な取り組み
84	男性や若い世代に対する意識啓発	男性や若い世代の関心が高い分野を取り上げた講座の開催やSNS等を活用した周知により、意識啓発に取り組みます。
85	高等教育機関と連携した啓発	性別に偏りがある分野への参画拡大を図るため、市内の大学・短大等と連携した啓発事業を行います。

(3) 学校・家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進

番号	施策	具体的な取り組み
86	初等中等教育における男女平等教育の推進	教育活動全体の中で、児童生徒の発達段階に応じ、男女平等教育等を推進するとともに、デートDVの防止や将来のDV防止につながる教育を進めていきます。
87	初等中等教育におけるキャリア教育の推進	児童生徒が経済的に自立していくことの必要性を認識し、長期的な視野に立って人生を展望できるようキャリア教育を推進します。
88	教職員研修の充実	教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画の意識が高まるよう研修を充実します。

※26 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

番号	施策	具体的な取り組み
89	開かれた学校運営の推進	学校運営について意見を聞く場に、保護者や地域住民が参加できるよう配慮します。
90	男女共同参画の視点での進路指導	児童生徒が性別による固定的な役割分担にとらわれず、主体的に進路を選択する能力が身につけられるような進路指導やキャリア教育に取り組みます。
91	保育所、幼稚園での研修の実施	保育・幼児教育現場において、子どもたちが性別にとらわれず個性を尊重した保育や幼児教育が提供されるよう、保育士や幼稚園教諭等を対象とした職員研修等を実施します。
92	家庭における男女共同参画への理解促進	育児教室や講座、セミナーなどあらゆる機会を通じ、子育てや家庭生活における男女共同参画の意識啓発に取り組みます。
93	生涯にわたる学習機会の提供	性別等にかかわらず、全ての人がいきいきと暮らせるよう、ニーズに応じた学習やスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供します。
94	地域における学習機会の提供	地域で男女共同参画の意識を高める講座や研修会等を開催します。
95	地域や学校におけるセクシャルハラスメント防止啓発	セクシャルハラスメントの未然防止のため、地域や学校における意識啓発に取り組みます。

方針9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

性別役割や男女の地位の平等観、配偶者等からの暴力など男女共同参画に関する意識や実態について調査・研究を行い、先進的な取組の検討や効果的な広報・啓発につなげます。

また、働くことを希望するすべての人が、仕事と家事、育児・介護等の家庭生活などを両立していくため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を一層充実していきます。

施策の方向

(1) 男女共同参画に関する調査・研究の充実

番号	施策	具体的な取り組み
96	定期的な意識調査やアンケートの実施	市民意識や企業等の現状を把握するため、定期的にアンケートを実施し、その結果をもとに今後の施策・取り組みの充実や見直しを図ります。
97	各種意識調査における配慮	市が実施する各種意識調査では、性別による意識・ニーズの違いを把握し、施策に活かせるよう男女共同参画の視点に配慮します。
98	金沢市の男女共同参画に関する調査・研究の実施	金沢市における男女共同参画に関する取り組みの意義の周知拡大や計画の実効性の向上のための調査・研究を進めます。

(2) 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

番号	施策	具体的な取り組み
99	子どもの健全育成の推進	社会全体で子育てを支えていくため、金沢子ども条例に基づき、総合的・計画的に子どもの育成に関する施策を進め、子どもの健全育成を図ります。
100	母子保健の充実（子ども・育児関連）	子どもの健やかな成長を守り、育児を支援するため、各種健康診査、相談、家庭訪問など、母子保健サービスを充実します。
101	保育サービス等の充実	育児に係る精神的・経済的負担の軽減を図るため、多様なライフスタイルに対応した保育、その他の子育てサービスを充実します。
102	子育てに関する相談体制の充実	子育てに関する総合的な支援を行うため、相談体制の充実を図るとともに、ネットワークづくりを進めます。
103	地域の子育て機能の強化	地域ぐるみで子育てを行うことができるよう、人材育成や児童健全育成活動など、地域の子育て機能の強化を図ります。
104	子育て中の親の社会参加支援	子育て中の親の社会参加を促進するため、市主催事業におけるミニ保育室の設置など、様々な支援を行います。

番号	施策	具体的な取り組み
105	子育てへの父親の参加促進	子育てや家庭教育への父親の参加を促すため、親と子が一緒に参加できる機会を提供します。男性の家事等の日常生活能力向上や生活的自立を養成するための講座を開催します。
106	男性の生活的自立の促進	男性の家事等の日常生活能力向上や生活的自立を養成するための講座を開催します。男性の家事等の日常生活能力向上や生活的自立を養成するための講座を開催します。

方針10 多様な文化の尊重及び理解の促進

男女共同参画社会の実現に向けて、国においては、世界の動きと軌を一にして様々な取り組みが進められており、国際社会と協調し、貢献するとしています。

男女共同参画に関する国際的な動向を把握し、市民一人ひとりが女性を取り巻く国際的な諸問題や文化・習慣の違いについて理解を深めるため、情報収集に努め、市民や関係団体に向けた情報発信に取り組みます。

施策の方向

(1) 国際社会との連携及び協調の促進

番号	施策	具体的な取り組み
107	男女共同参画に関する国際情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的な動きについて情報収集するとともに、各種団体に対する研修の機会や市民向けの講座等を通じて情報提供を行います。
108	海外資料や国連資料、刊行物の提供	図書館等において、海外資料や国連資料、刊行物等を市民に提供します。
109	国際的規範に関する学習機会の提供	男女共同参画推進の基本となる女子差別撤廃条約等の国際的規範についての学習機会を提供します。